

## 農業改良資金融資要領

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法

長野県就農支援資金貸付金貸付等要領

## ウ 未収金の状況

過去5年間の未収金額の状況を見ると、調定額は年々減少傾向にあるにもかかわらず、未収金額は増加傾向にあるため、未収率は大幅に上昇している。平成19年度末の未収金額は79,654千円(13人)となっている。

(過去5年間の未収金の推移)

(単位：千円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調定額	487,174	415,462	369,356	318,938	313,143
未収金額	63,647	67,499	67,104	72,638	79,654
(うち滞納繰越)	(61,570)	(52,514)	(62,157)	(63,777)	(68,876)
未収率	13.1%	16.2%	18.2%	22.8%	25.4%

## エ 監査実施機関

農村振興課

## オ 未収金回収の取組状況

(7) 平成20年9月に「農業改良資金等に係る延滞対応マニュアル」を改正し、これに基づき農村振興課農業金融係職員2名が債権管理、督促状の送付を行い、地方事務所農政課職員が農業改良普及センター職員と連携して滞納整理を行っている。

(4) 督促状は償還期限から20日以内に送付されている。滞納が発生した場合には、現地機関で滞納者の状況を把握し、農業改良資金等延滞者に関する調書を作成するとともに、状況等を調書に記録整理し随時農村振興課へ提出することとなっているが、調書の作成が不十分な事例が見られた。

(9) 滞納者の他の負債の状況については、本人からの聞き取り等により把握に努めているが、資産状況については十分に把握されていない。

(1) 不納欠損処理は行っていない。

(4) 県が直接貸与するもの他に、融資機関が貸与する融資機関転貸貸付(農業信用基金協会の債務保証に付されている)の方法があり、この方法では県が負うリスクは大幅に減少する。県では、貸付は転貸方式を原則とするよう検討している。

## カ 問題点・改善点等

現在検討している、貸付を原則として融資機関からの転貸方式とすることについて、早期に実施できるよう関係機関との協議を進めること。

## (3) 漁業改善資金貸付金〔特別会計〕(所管部局 農政部)

## ア 債権の内容

漁業者の行う経営改善、後継者の養成等への取組みに対して貸し付けた資金の償還に係る債権

## イ 根拠法令等

沿岸漁業改善資金助成法

長野県漁業改善資金貸付規程

漁業改善資金貸付要領

## ウ 未収金の状況

漁業改善資金貸付金は、平成16年度末で貸付事業が廃止された。このため、未収金額は年々減少してきており、平成19年度末においては10,712千円(2人、5件)となっている。

(過去5年間の未収金の推移)

(単位：千円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調定額	11,032	13,872	12,192	11,792	11,172
未収金額	10,372	12,192	11,792	11,172	10,712
(うち滞納繰越)	(7,372)	(9,192)	(11,792)	(11,172)	(10,712)
未収率	94.0%	87.9%	96.7%	94.7%	95.9%

## エ 監査実施機関

農村振興課

## オ 未収金回収の取組状況

(7) 平成20年9月に「農業改良資金等に係る延滞対応マニュアル」を改正し、これに基づき農村振興課農業金融係職員2名が債権管理を行い、地方事務所農政課職員が農業改良普及センター職員と連携して滞納整理を行っている。

(4) 現在一部弁済している滞納者もいるが、その一部弁済は書面ではなく口頭の約束に基づく任意の分納となっていた。

(9) 滞納者の他の負債の状況については、本人からの聞き取り等により把握に努めているが、資産状況については把握していない。

(イ) 不納欠損処理は行っていない。

(14) 林業・木材産業改善資金貸付金〔特別会計〕(所管部局 林務部)

ア 債権の内容

林業者・木材産業者が行う新たな林業・木材産業部門の経営の開始や新たな林産物の生産・販売の方式の導入、安全衛生施設・福利厚生施設の導入等に必要施設の改良・取得、造林等に対し貸し付けた資金の償還に係る債権(平成15年度までの名称は「林業改善資金貸付金」)

イ 根拠法令等

林業・木材産業改善資金助成法  
長野県林業・木材産業改善資金貸付要領  
長野県林業改善資金貸付規程

ウ 未収金の状況

貸付にあたっては、地方事務所、森林組合連合会(森林組合)が相手方の財務内容や事業計画の妥当性を審査して選定しており、現年度分で滞納になる債権は徐々に減少してきている。

平成19年度末の未収金は23,189千円(31件)となっている。

(過去5年間の未収金の推移)

(単位:千円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調定額	104,197	92,622	74,394	69,549	67,955
未収金額	21,444	24,885	24,059	25,672	23,189
(うち滞納繰越)	(18,724)	(20,682)	(22,111)	(23,721)	(23,189)
未収率	20.6%	26.9%	32.3%	36.9%	34.1%

エ 監査実施機関

信州の木振興課

オ 未収金回収の取組状況

(7) 信州の木振興課の担当者が他の業務を兼ねながら滞納整理を行っている。滞納者に面接するときは地方事務所の職員が同行している。

(イ) 滞納者へは年1回程度接触しているが、滞納者が飯田、木曾など全県に渡っているため、訪問等に要する時間を確保することは困難である。

(ウ) 本年度、「林業・木材産業改善資金貸付金の債権管理・未収金回収マニュアル」(以下「回収マニュアル」という。)が作成され、「林業・木材産業改善資金滞納整理票」の様式が定められたが、過去からのものについては整理されていないため、交渉の経過等については明確になっていない。

(エ) この貸付金の申請から支払までの事務及び債権の回収を長野県森林組合連合会に委託している。

(オ) 県が直接貸与するもの他に、融資機関が貸与する融資機関転貸貸付(農林漁業信用保証基金の債務保証に付されている)の方法がある。この方法によれば県が負うリスクは大幅に減少する。1千万円を超える大口の借入に対しては融資機関の転貸貸付を推奨しているが、基金への出資金・保証料が必要となり、無利子資金の効果が減殺されるため、転貸方式へ全面的には移行されていない。

(カ) 滞納者との面接等を行ってはいるが、既に償還期限から相当の期間を経ており、時効が成立するおそれがある債権がある。

カ 問題点・改善点等

(7) 回収マニュアルでは「林業・木材産業改善資金滞納整理票」の様式が定められているが、充分整理がされていないので、過去の交渉経過、滞納整理の状況等についても順次整理する必要がある。

(イ) 現在納付が全くないもの、あるいは分納中でも全額回収するには長期間を要するもの等については、回収マニュアルの処理方針に従い、再度、連帯保証人への請求について検討する必要がある。

(ウ) 県が直接このような資金を貸与する場合は民間機関が貸与するのと同様に滞納等のリスクがある。融資機関から貸付を行う転貸貸付の方法をできるだけ勧め、民間の金融機関からの融資が困難なものについてのみ県が直貸とすることを検討する必要がある。

(15) 県営住宅使用料等(所管部局 建設部)

ア 債権の内容

県営住宅の入居者から徴収する使用料及び契約解除後の家賃相当損害賠償金に係る債権

イ 根拠法令等

公営住宅法  
県営住宅等に関する条例

ウ 未収金の状況

県営住宅の使用料(家賃)及び契約解除後の家賃相当損害賠償金の滞納額は年々増加し、平成19年度末で255,321千円(1,893人)、

未収率7.6%となっている。

〔過去5年間の未収金の推移〕

(単位：千円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調定額	3,558,808	3,400,728	3,343,748	3,334,813	3,336,021
未収金額	182,069	201,330	216,349	229,050	255,321
(うち滞納繰越)	(97,277)	(106,536)	(118,774)	(129,876)	(143,564)
未収率	5.1%	5.9%	6.4%	6.8%	7.6%

(参考) 不納欠損の状況

(単位：千円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
不納欠損額	3,031	3,376	1,272	5,220	310

エ 監査実施機関

住宅課

オ 未収金回収の取組状況

(7) 滞納整理等の徴収体制は、県の住宅課職員、各地方事務所建築課職員、県営住宅監理員（嘱託職員：木曾、北信地方事務所を除く全県で27名）で行っている。松本、長野地方事務所管内については指定管理者の県住宅供給公社が徴収業務を担当している。

(4) 督促状は月末納期限の場合は翌月20日送付し、延滞金については県税外収入金の延滞金徴収条例に基づき徴収している。催告書は前々ヶ月家賃以前の滞納がある者に対し送付（年4回）している。

(9) 県営住宅家賃等滞納整理票により、滞納者等の情報管理はされている。資産状況等については、十分に把握されていない。

(1) 地方事務所において、滞納者別に分納状況、不納欠損適否等により債権を分類、整理している。

(6) 不納欠損は、滞納者の死亡・行方不明等により徴収困難と認められる場合に実施している。民法第169条に基づく短期消滅時効（5年間）によるものと民法第174条の2に基づく判決が確定してから10年間経過し時効が完成するものがある。

(8) 未収金の発生防止策として、家賃の口座振替（口座振替率89%）の促進のほか、生活保護の被保護者に対する代理納付の適用を検討している。この適用には福祉事務所との情報交換が必要なため、個人情報の利用・提供の可否について、県の個人情報保護運営審議会へ諮る予定である。

カ 問題点・改善点等

県営住宅の退去滞納者は、当該県営住宅を管理する地方事務所管外への移転や所在不明となっている者もいることから、回収業務について、民間への業務委託を検討する必要がある。

(10) 高等学校等奨学金貸付金等（所管部局 教育委員会）

ア 債権の内容

高等学校全日制課程、定時制課程及び通信制課程等の生徒に対する在学中の奨学金貸付金の償還に係る債権

イ 根拠法令等

長野県高等学校等奨学金及び遠距離通学費貸与規程

高等学校定時制課程及び通信課程修学奨励金貸与規程

ウ 未収金の状況

平成19年度末で24,685千円（143人、764件）の未収金額となっている。昭和57年度から滞納が発生し、毎年未収金額は増加している。

〔過去5年間の未収金の推移〕

(単位：千円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調定額	31,625	29,811	35,532	42,275	54,096
未収金額	11,866	13,908	17,026	21,483	24,685
(うち滞納繰越)	(10,294)	(10,750)	(12,947)	(15,699)	(18,260)
未収率	37.5%	46.7%	47.9%	50.8%	45.6%

(参考) 不納欠損の状況

(単位：千円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
不納欠損額	0	68	0	0	312

エ 監査実施機関

高校教育課

オ 未収金回収の取組状況

(7) 督促状は高校教育課で送付し、県立高校卒業生は卒業校で、県立高校以外の卒業生については高校教育課で滞納整理を行って

いる。

- (イ) 督促状は、6月又は12月の納入期限後20日以内に送付されている。
- (ウ) 滞納整理の実施状況は滞納整理票により整理されていたが、資産状況等については十分には把握されていない。
- (エ) この貸付金は、地方自治法の規定により督促を行い、その後相当の期間を経過してもなお納付されないときは、強制執行等の措置をとるべき債権であるが、そのような措置をとった例はない。今後は支払督促申立要領により措置を行うことを検討している。

カ 問題点・改善点等

- (ア) 滞納者は学校を卒業しており、接点がなくなっていることなどから、県立高校の担当者の滞納整理は困難な状況である。
- (イ) 悪質な滞納者については支払督促申立等（強制執行）を行うなど厳正に対処する必要がある。また、全返還期間が経過してから支払督促の申立を行うとしているが、一定期間滞納しているような場合は、期限の利益を喪失させて一括返還を求めることも検討する必要がある。
- (ウ) 貸付けにあたっては連帯保証人2名による人的担保をつけているが、連帯保証人に催告を行っていないものや、連帯保証人が亡くなくても新たな人的担保を求めているものがあるので改善する必要がある。

(17) 地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金（所管部局 教育委員会）

ア 債権の内容

地域改善対策特別事業として対象地域の同和関係者の子弟で学校に在学している者に対する奨学金の償還及び年度中途に学校を退学した者からの奨学金の返納に係る債権

イ 根拠法令等

地域改善対策高等学校等進学奨励金貸与規程

ウ 未収金の状況

平成19年度末の未収金額は72,305千円（547人、12,127件）となっている。このうち、現年度調定額29,302千円に対する未収金額が15,871千円で、未収率が54.2%と高い。

〔過去5年間の未収金の推移〕

（単位：千円）

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調定額	35,631	43,415	58,284	69,798	86,958
未収金額	21,176	30,272	43,421	57,655	72,305
（うち滞納繰越）	(13,859)	(19,807)	(29,135)	(42,128)	(56,434)
未収率	59.4%	69.7%	74.5%	82.6%	83.1%

エ 監査実施機関

高校教育課

オ 未収金回収の取組状況

- (ア) 高校教育課総務係職員1名が他の業務を兼ねながら債権の管理・回収業務を行っている。
- (イ) 滞納整理の実施状況は、貸与者個票により整理されていたが、資産状況等については、十分には把握されていない。
- (ウ) この貸付金は、地方自治法の規定により督促を行い、その後相当の期間を経過してもなお納付されないときは、強制執行等の措置をとるべき債権であるが、そのような措置をとった例はない。
- (エ) 貸付けにあたっては連帯保証人1名による人的担保をつけているが、連帯保証人に保護者になることが多い。
- (オ) 奨学生の世帯が経済的に困窮している場合は、5年ごとの免除申請（全体の返還期間は20年）により、貸与を受けた額の20分の5を限度として返還は免除される。

カ 問題点・改善点等

- (ア) 現年度調定分の収納率からみると、平成17年度以降新規貸付は行っていないものの、平成19年度末現在の約定貸付残高352,610千円の半分が滞納になるおそれがあるので、早急な対応が必要である。
- (イ) 滞納の経過が不明なものがあるため、関係団体と連携しながら債務者の状況の把握に努め、滞納整理を実施する必要がある。
- (ウ) 返還債務の免除又は履行猶予など債務者等へ免除制度について、関係団体などを通じて積極的に周知する必要がある。

(18) 高等学校等遠距離通学費貸付金（所管部局 教育委員会）

ア 債権の内容

高等学校等の生徒に対する在学中の通学費や寮費等の貸付金の償還に係る債権

イ 根拠法令等

長野県高等学校等奨学金及び遠距離通学費貸与規程

長野県高等学校等奨学金及び遠距離通学費貸与要領

ウ 未収金の状況

平成19年度末の未収金額は15,180千円（79人、456件）である。昭和61年度から滞納が発生し、毎年未収金額は増加してきている。

〔過去5年間の未収金の推移〕

(単位：千円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調定額	20,994	21,371	23,303	26,944	28,632
未収金額	9,091	10,267	12,405	14,306	15,180
(うち滞納繰越)	(7,727)	(8,395)	(9,651)	(11,027)	(12,297)
未収率	43.3%	48.0%	53.2%	53.1%	53.0%

エ 監査実施機関

高校教育課

〔オ 未収金回収の取組状況〕以下は(16)高等学校等奨学金貸付金等の内容と同じ)

(19) 高等学校授業料(所管部局 教育委員会)

ア 債権の内容

高等学校の授業料に係る債権

イ 根拠法令等

長野県高等学校授業料等徴収条例

長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則

長野県高等学校授業料口座振替納入事務取扱要領

ウ 未収金の状況

調定額は微減傾向にあるが、未収金額は年々急増しており、平成19年度は平成15年度の約17倍に達している。平成19年度末においては、調定額5,256,634千円のうち未収金額は9,104千円(153人)で、未収率は0.2%となっている。

〔過去5年間の未収金の推移〕

(単位：千円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調定額	5,628,051	5,533,475	5,428,631	5,325,411	5,256,634
未収金額	540	1,933	5,530	8,214	9,104
(うち滞納繰越)	(0)	(212)	(623)	(2,242)	(3,289)
未収率	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.2%

エ 監査実施機関

高校教育課、茅野高校、明科高校

オ 未収金回収の取組状況

(7) 「長野県高等学校授業料の滞納者に対する徴収マニュアル」(以下「マニュアル」という。)により滞納整理が行われている。学校の事務職2名が中心となり滞納整理を行っており、マニュアルに定める高等学校授業料・学校徴収金滞納整理票は作成されている。学級担任にも三者面談等を通じた納入指導や徴収に協力を求めているが、取組は担任により差がある。

(茅野高校)(明科高校)

(イ) 授業料の再振替日後、未納を確認し、長野県高等学校授業料口座振替納入事務取扱要領に定める「授業料等の納入について」(通知)により口座への入金依頼や督促が行われていた。

(茅野高校)(明科高校)

(ウ) 「長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則」第10条により、校長は、正当な理由がなく授業料を滞納している者に対し登校を停止できるが、これまでにこのような措置をとった例はない。

(高校教育課)

カ 問題点・改善点等

(7) 滞納防止のため、授業料の入学時一括徴収(例えば1年間分)や授業料納入に関する保証人をつけることなども検討する必要がある。

(イ) 職員の滞納整理に関する知識や経験が少ないことから、法的知識や技術の向上を図る必要がある。また、マニュアルに定める教職員を含めた徴収体制の強化、確立が望まれる。

(ウ) 悪質な滞納者については支払督促申立等(強制執行)行うなど厳正に対処する必要がある。

(参考)

## 債 権 総 括 表

課名等	債権の名称	貸付の方法	徴収体制	マニュアル等作成	資産状況把握	滞 納 整 理				不 納 欠 損	
						督促・催告	延滞金・違約金の徴収	保証人等への履行請求	訴訟手続	(19年度)金 額	理由・根拠
障害福祉課	社会福祉施設入所者負担金	—	○兼務11人 本庁施設支援係・ 地方事務所福祉課 職員	○障害児者施設入 所負担金の滞納整 理手順	○一部把握	○文書催告 ○電話指導 ○訪問指導 (年1回)	○徴収してい ない	○保証人なし	○なし	千円 10,120	地方自治法第 236条(時効)
	心身障害者扶養共済加 入者掛金(特別会計)	—	○兼務2人 本庁在宅支援係	○長野県心身障害 者扶養共済掛金督 促等取扱要領	同上	○督促状 ○催告書(年3回) ○本庁職員による 訪問指導(年1回)	○徴収してい ない	同上	○なし	1,372	民法第167条 第1項(時効)
総合リハ ビリテー ションセ ンター	総合リハビリテーショ ンセンター使用料	—	○兼務2人	○総合リハビリテー ションセンター未 収金取扱要領	○一部把握	○督促状 ○未収金のお知らせ	○徴収してい ない	○ケースによ り納入指導	○なし		
こども・ 家庭 福祉課	児童福祉施設入所負担 金	—	○兼務11人 本庁こども・家庭 係・地方事務所福 祉課職員	○児童福祉施設入 所負担金徴収事務 取扱要領	○一部把握	○督促(毎月中旬) ○催告(年4回発 送)	○徴収してい ない	○保証人なし	○なし	10,380	地方自治法第 236条(時効)
	児童扶養手当過払返納 金	—	○兼務11人 本庁保育・ひとり 親係・地方事務所 福祉課職員	○児童扶養手当債 権管理事務取扱要 領	同上	○督促(毎月中旬) ○催告(随時発送)	○県税外収入 金の延滞金徴 収条例による	○該当なし	○なし	4,918	地方自治法第 236条(時効)
	母子寡婦福祉資金貸付 金 (特別会計)	○借用証書 ○保証人有 ○担保無	○兼務13人 本庁保育・ひとり 親係・地方事務所 福祉課職員	○長野県母子寡婦 福祉資金貸付事務 取扱要領	同上	○督促(毎月中旬) ○催告(年2回発 送)	母子寡婦福祉 法施行令第17 条により違約 金を徴収	○滞納者が支 払能力無い場 合償還者連帯 保証人に変更	○簡易裁判所 に支払督促を 2件行った	156	民法第167条 第1項(時効)
上伊那地 方事務所 福祉課	生活保護費返還金	—	○兼務5人 福祉課 福祉係職 員	○マニュアルはないが、 「滞納整理の手順」 (流れ)が作成さ れている	○把握 ・保護台帳に記載 ・資産保有調査	○督促(翌月中旬) ○訪問催告	○徴収してい ない	○該当なし	○なし	11	地方自治法第 236条(時効) 「松本地方事 務所」
医療政策 課	看護職員修学資金貸付 金	○申請書 ○保証人有 ○担保無	○兼務1人 本庁看護係職員	○なし	○一部把握	○督促(19年度5 回) ○電話催告	○延滞利息を 徴収	○請求してい ない	○なし		

経営支援課	中小企業高度化資金貸付金（特別会計）	○公正証書 ○保証人有 ○必要に応じて担保	○兼務3人 金融支援係職員	○中小企業高度化資金等債権管理取扱要領	○一部把握（地方事務所から）	○債権管轄の地方事務所で実施	○中小企業高度化資金等債権管理取扱要領による違約金	○債権管轄の地方事務所での実施	○なし		
	中小企業設備近代化資金貸付金（特別会計）	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上		
上小地方事務所 商工観光課	中小企業高度化資金貸付金（特別会計）	○公正証書 ○保証人有 ○必要に応じて担保	○兼務1人 工業係職員	○中小企業高度化資金等債権管理取扱要領	○一部把握 決算書の確認など	○督促状 ○催告書	○中小企業高度化資金等債権管理取扱要領による違約金	○破綻、代表者死亡は連帯保証人に、連帯保証人が死亡は法定相続人に履行請求	○なし		
	中小企業設備近代化資金貸付金（特別会計）	同上	同上	同上	同上	○貸付先の状況から回収の進展が見込めないため催告はしていない	同上	同上	同上		
長野地方事務所 商工観光課	中小企業高度化資金貸付金（特別会計）	同上	○兼務1人 工業係職員	○中小企業高度化資金等債権管理取扱要領	○一部把握 決算書の確認など	○書面による催告は、年度初めと年末（11月～12月）に実施、電話催告は随時	○中小企業高度化資金等債権管理取扱要領による違約金	○破綻、代表者死亡は連帯保証人に、連帯保証人が死亡は法定相続人に履行請求	○なし		
	中小企業設備近代化資金貸付金（特別会計）	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上		
下伊那地方事務所 商工観光課	工業振興機械購入資金貸付金	同上	○兼務2人 工業係	○中小企業高度化資金等債権管理取扱要領	同上	○債権管理取扱要領に基づき実施	○債権管理取扱要領に基づき実施	○債権管理取扱要領に基づき実施	○なし		
農村振興課	農業改良資金貸付金（特別会計）	○借用書 ○保証人有 ○額により担保	○兼務2人 農業金融係	○農業改良資金等に係る延滞対応マニュアル	○一部把握	○督促（農村振興課）	○違約金を徴収	○滞納者との面談時に必要に応じて同席させる	○なし		
	漁業改善資金貸付金（特別会計）	○借用書 ○保証人有 ○額により担保	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上		
信州の木振興課	林業・木材産業改善資金貸付金（特別会計）	○借用書 ○保証人有 ○担保又は保証機関	○兼務1人 担い手育成係職員	○林業・木材産業改善資金貸付金の債権管理・債権回収マニュアル	○一部把握	○未収金回収マニュアルに基づく催告、督促、滞納整理	○違約金を徴収	○連帯保証人への催告状の発送	○なし		

住宅課	県営住宅使用料等	-	○兼務63人 本庁管理係、各地方事務所商工観光課職員 県営住宅監理員(行託) 27人	○県営住宅家賃徴収等事務取扱要領	○一部把握 ・毎年の所得状況のみ	○督促(翌月20日) ○催告(前々月の滞納者に送付)	○県税外収入金の延滞金徴収条例による	○4か月以上の滞納者の連帯保証人に債務履行催告書を送付	○滞納8か月以上額20万円以上の悪質な滞納者に訴訟の提起	310	民法第174条の2に基づく10年経過(時効)
高校教育課	高等学校等奨学金貸付金等	○借用証書 ○保証人有 ○担保無	○兼務2人 総務係職員	○高等学校等授業料及び奨学金等返還金に係る支払督促申立要領 ○滞納整理の手順	○一部把握 ・電話、訪問等による聞き取り	○督促(高校教育課)	○徴収していない	○本人が破産した場合等	○民事訴訟法に定める支払督促の申立	312	長野県高等学校等奨学金及び遠距離通学費貸与規程による本人の死亡
	高等学校等遠距離通学費貸付金	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上		
	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金	同上	同上	同上	同上	○催告の実施	同上	同上	同上		
	地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金等	同上	○兼務1人 総務係職員	○なし	○一部把握 ・免除申請の提出による資産状況の把握、申請のない者は未確認	同上	同上	○基本的に保証人に請求を行っている	○なし		
	高等学校授業料	-	同上	○長野県高等学校授業料の滞納者に対する徴収マニュアル (高等学校授業料及び奨学金に係る支払督促申立要領)	○一部把握 ・生徒の家族の状況	○問題のある事例に対する相談 ○学校の担当者との滞納整理	同上	○保証人なし	○民事訴訟法に定める支払督促の申立		
茅野高等学校	高等学校授業料	-	○兼務2人 事務室	同上	同上	○授業料担当者の催告 ○担任による保護者面談時の催告	同上	同上	○なし		
明科高等学校	高等学校授業料	-	○兼務1人 事務室	同上	同上	○納期限の過ぎた未納者に督促状を送付状況に応じ催告状を発送	同上	同上	○支払督促申立の予告を行い、教育長あて支払督促申立の協議中		

監査委員事務局



## 公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成20年度財政的援助団体等の監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、長野県知事から次のとおり通知がありましたので、同項の規定により、これを公表します。

平成21年 3月31日

長野県監査委員 高見澤 賢 司  
同 東方 久 男  
同 柿 沼 美 幸  
同 宮 澤 宗 弘  
20も第351号  
平成21年（2009年）3月24日

長野県監査委員 様

長野県知事 村 井 仁

平成20年度財政的援助団体等の監査の結果に基づく措置について（通知）

平成21年 2月13日付けで長野県監査委員から提出のありました財政的援助団体等の監査の結果に関する報告に基づき、下記のとおり講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により通知します。

## 記

監査対象団体名	監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
財団法人飯伊地域地場産業振興センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新公益法人会計基準の実施 「公益法人会計基準の改正等について」（平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）による会計基準により、正確な財務諸表を整備してください。</li> <li>2 会計規程の整備 新公益法人会計基準の実施に必要な会計規程等の整備をしてください。</li> <li>3 理事会、評議員会機能の整備、運用 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 理事会の決定に従って基本財産の運用を行ってください。</li> <li>(2) 引当資産の取崩し内容を明確にし、理事会で決定してください。</li> <li>(3) 理事会と評議員会が毎回一堂に会し開催されていますが、評議員会の独立性を確保するため、評議員のみによる会議の機会を設けてください。</li> </ol> </li> </ol>	<p>財団法人飯伊地域地場産業振興センターから平成21年 3月23日付けで、次のように措置を講じた旨、報告がありました。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新公益法人会計基準の様式による平成18年度及び19年度の決算関係書類を整備しました。</li> <li>2 会計規程中の改正が必要な文言等を整備の上、平成20年度第2回理事会で承認を受けました。</li> <li>3 基本財産の運用にあたっては「資金運用管理規程」及び「預金及び有価証券運用管理基準」に基づき、適切な事務手続きを行います。</li> <li>4 上記1により整備しました平成19年度決算財務諸表等の中で引当資産の取崩し内容を明らかとし、平成20年度第2回理事会で承認を受けました。</li> <li>5 平成20年度第2回理事会は3月23日、平成20年度第2回評議員会は3月18日と別に開催しました。今後も別に開催することとします。</li> </ol>

監査委員事務局